

意見

(事業実施のための事務について)

1 森林整備機械化推進事業におけるリース使用期間実態の把握について

本事業については、リース使用期間実態の把握が不十分であるように見受けられるので、確認作業の規定化等が必要ではないかと思われる。

(現状及び問題点)

県単補助事業の森林整備機械化推進事業 3,750 千円については、再リース事業リース料の 50%を補助するものである。

リース料の合理性について考察すると、単価は理論値との比較をしているので妥当である。使用期間については、1ヶ月以上のケースは見に行くようにしているとのことであるが、使用期間実態の把握が不十分であるように見受けられる。

(改善策)

日数が長い場合には、現地調査等により使用実態の把握が必要となる。実地調査等、使用実態の確認作業を規定化すべきではないかと思われる。

(会計事務について)

2 補助簿の記帳方法について

補助簿が適正に記帳されていないので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

以下の点で補助簿が適正に記帳されていない。

- (1) 締め切り手続きがとられていない。
- (2) 期中残高・合計の記入がなされていない。
- (3) 同一頁に複数科目が記載されている。

(例) センター運営部門：賃借料、負担金、租税公課

(改善策)

補助簿の記帳方法につき改善する必要がある。

3 貸借対照表における投資有価証券の表示について

基本財産の区分に現金預金として開示されているものの中に県債等の債券が含まれているが、県債等は現金預金ではないので区分掲記すべきである。

(現状及び問題点)

貸借対照表の基本財産の区分に現金預金として開示されているものの中に県債、農林債等の債券が含まれている。債券は現金預金ではないので投資有価証券といった科目で区分表示することが適当である。

(改善策)

県債、農林債等の債券については投資有価証券として別掲記する。

4 人件費の計算書類上の表示について(共通)

支援センターの人件費はすべて事業費として、基金の部の人件費は管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 20 頁)

5 計算書類の注記事項について(共通)

基金の計算書類には、注記事項が欠落しているが、注記事項は計算書類の一部であり、記載が必要である。

(参照 共通意見の項 1 - 21 頁)

(県と出資団体との関係について)

6 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として基金に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

(管理運営状況について)

7 理事会の強化について(共通)

基金は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 28 頁)

8 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 32 頁)

9 人事運用の自立化について(共通)

自立的、効率的な経営の実施のため、主体的に人事戦略をもつことが望まれる。

(参照 共通意見の項 1 - 32 頁)

10 人件費抑制施策について(共通)

コスト削減の重要課題として人件費抑制施策が必要であり、業務内容の見直しによる職員配置の再検討、県職員の派遣の見直し等の実施が求められる。

(参照 共通意見の項 1 - 33 頁)

11 行政コスト計算書の作成と活用について(共通)

公益法人会計基準に基づき、計算書類を作成しているものの、その内容は基金の実態を表すものとは言い難く不十分であると考えられる。基金の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 35 頁)

(1) 行政コスト計算書の作成

平成 15 年度 群馬県森林・緑整備基金 行政コスト計算書 (単位：千円)

科 目	合 計	基金事業	支援センター 事業
【支出コスト】	50,896	12,682	38,214
人件費	23,918	2,130	21,787
委託費	4,247	0	4,247
助成金支出(外部)	15,243	9,116	6,127
助成金支出(内部)	0	242	242
使用料及び賃借料	1,487	102	1,385
租税公課	164	140	24
その他経費	5,835	951	4,885
【発生コスト】	2,910	0	2,910

(財)群馬県森林・緑整備基金

賞与引当金繰入額	1,369	0	1,369
退職給与引当金繰入額	1,541	0	1,541
行政コスト総額	53,807	12,682	41,125
【事業収入等】	31,486	19,343	12,142
基本財産利息収入	19,343	19,343	0
国庫補助金収入	2,400	0	2,400
国庫受託収入	2,648	0	2,648
労働省受託収入	7,094	0	7,094
受取利息	0	0	0
収入合計	31,486	19,343	12,142
差引県民負担行政コスト	22,321	6,661	28,982
県民1人当りの負担額(円)	10.9	3.2	14.2
県民1世帯当りの負担額(円)	30.7	9.1	39.8

補足事項...平成16年4月1日現在 人口2,031,415人、同世帯数726,631世帯として計算している。

(2)行政コスト計算書の分析

(基金事業について)

基金事業の主な事業内容は小規模集材架線事業、緑化推進事業、山林用優良苗木計画生産推進事業などである。行政コスト計算による平成15年度の収支の状況は、6,661千円の収入超過の状態である。

基本財産からの運用収益を財源として活動することを前提にしていることから、現状は健全な状態であると思われる。

(支援センター事業について)

支援センター事業は、林野庁事業、県単独事業、厚生労働省事業により林業事業主の雇用管理の改善や事業の合理化の支援などを実施している事業である。発生コストを加味した行政コスト計算による平成15年度の収支の状況は28,982千円の支出超過の状況にあり、当該支出超過分は概ね県からの補助金及び委託収入などにより賄われている。

支援センター事業は、森林整備を支えている林業をサポートし、森林の保全に寄与することを狙いとしていることから性格的に公益性が高く自治体が支援するという現状は否定されるものではない。

(出資団体のあり方について)

12 基金運営の今後のあり方について

本県の林業環境は、非常に厳しく、林業従事者の減少傾向が止まらない状況である。このまま推移すれば森林の公益的機能の低下も懸念され、抜本的な森林政策の構築が課題となっている。

その中で、基金の役割、存在意義を見直すとともに、林業の情勢変化、県の林業政策及び今後の課題等を考察し、基金運営の今後のあり方について検討した。

(現状及び問題点)

(1) 林業の現状について

本県林業は、木材価格の低迷から、造林面積、素材生産量ともに年々減少し、平成13年次の民有林における造林面積は317ヘクタール、素材生産量は約19万 m^3 である。このまま推移すると造林面積、素材生産量ともに数年後には皆無になってしまう恐れがある。

また、林業従事者も林業の低迷に比例して減少の一途をたどっており、平成14年度末で970人になった。推移は以下のとおりである。³

年次	民有林 造林面積 ヘクタール	素材 生産量 千 m^3	木材価格 スギ柱丸太 円/ m^3	年度	林業 従事者 人	平均年齢 才
昭和45	3,235	848				
昭和50	1,542	665	34,900			
昭和55	1,137	618	38,200	昭和55	1,797	50.7
昭和60	1,095	562	26,300	昭和62	1,489	53.6
平成2	682	372	27,300	平成3	1,307	56.1
平成7	524	293	23,200			
平成8	436	297	23,700	平成8	1,093	57.6
平成9	455	262	21,800	平成9	1,081	57.4
平成10	438	225	18,200	平成10	1,045	57.5
平成11	342	209	18,800	平成11	1,075	57.4
平成12	367	195	16,700	平成12	1,063	57.2
平成13	317	190	13,900	平成13	968	55.2
平成14		180	10,800	平成14	970	55.0

補足事項...空欄は資料がない年度である。すべての指標が減少しているが、平均年齢は若干若返っている。

(財)群馬県森林・緑整備基金

(2) 林業生産活動の目標見込みと林業労働力の将来予測

本県の人工林では戦後植栽した森林が成熟しつつあり、伐採可能な時期にさしかかっている。資源的に見れば県産材時代の到来が期待されている。また民有林の49%を占める約11万ヘクタールの人工林を林齢別に区分して面積構成比を見ると、41年生以上の林分がすでに4割を占め、これにまもなく伐期を迎える31～40年生の林分を合わせると、全面積の7割以上に及んでいる。

林 齢	1～30年	31～40年	41～50年	51年以上	合 計
面積構成比	27%	33%	27%	13%	100%

しかし、林業従事者数と林業生産活動による事業量とは密接な関係にあり、現在のように林業生産活動の低迷が長引くようであれば、林業従事者の減少傾向をとめることはできない。

(3) 県の林業政策

上記のような状況が続けば、県産材時代の実現が困難になるばかりでなく、森林の公益的機能の低下も懸念される。そこで県では平成14年3月「森林政策ビジョン」を策定し、理想の森林の実現に向けての施策の方向を発表した。その中で基金に係る施策は以下のとおりである。

林業の収益性の確保を図り、森林資源の保続を実現する。

林業の経済的・社会的復権を図る（やる気のある者への重点的支援、林業金融制度の拡充他）。

森林管理の担い手を再構築する（新たな森林管理システムの検討、森林組合・林業事業体の育成強化、森林ボランティア・NPOの育成、様々な担い手を活用する連携システムの構築）。

また、林業労働力確保のための取組方針として以下の項目がある。

林業労働力を確保育成していくためには、まず林業事業体の事業量の安定的な確保を図る必要がある。そのため、各種公共事業や林業構造改善事業などの積極的な活用によって、各種施策を総合的に実施する。

- ・ 作業道などの路網開設や高性能機械の導入など林業生産基盤の整備
- ・ 植栽、下刈りなどの森林整備経費の助成、間伐及び間伐材の利用促進など

若い林業従事者を確保育成するため、林業労働力確保支援センターと連携協議し次のような施策を実施していく。

- ・ 求職希望者に対する就労情報の提供、相談指導
- ・ 新規就業者及び従事者の技能向上のための研修実施

林業労働における雇用条件を改善し、魅力ある職場環境を構築していくため次のような施策を実施していく。

- ・ 労働者の福利厚生充実
- ・ 労働災害の防止と従事者の健康の確保

(4) 基金の役割、存在意義

当基金の主要業務は基金事業と林業労働力確保支援センター事業である。

基金事業

基金事業については多額な基本財産（平成 15 年度末で 1,389,487 千円）の運用収入を小規模集材架線事業、緑化推進事業、山林用優良苗木計画生産推進事業等の各種事業に投下し、実績を挙げてきた。

特徴としては、緑化協力金(平成 15 年度末で累計 795,386 千円:出資全体の 57.2%)であるが、近年経済状況の悪化に伴い緑化協力金が激減し、チャリティゴルフも同様に平成 10 年度以降途絶えてしまった。

また、基金事業は県の採択基準に該当しないいわば「すきま」の業務を行っている点に特徴がある。基金で事業を行った結果を県で評価し、採択基準に合致すれば県の事業として取り込まれ、基金業務は廃止されるという構図になっている。

そのため民間の現場の意見をリサーチする必要があるが、基金では現在「事業等検討委員会」を組織し、森林組合・各種事業体の代表の意見を聴取し、事業の見直し改善・新規事業のアイデア等の参考にするべく準備している（平成 16 年 9 月 6 日に第 1 回会議を実施している）。

林業労働力確保支援センター事業

林業労働力確保支援センターは、上記のように、林野庁事業、県単独事業、厚生労働省事業により林業事業主の雇用管理の改善や事業の合理化の支援などを実施しており、群馬県の林業政策の一翼を担っている。

また「林業労働力の確保の促進に関する法律」によってその存在が指定されているので県が直接当該事業を行うことができないため、今後もその重要性は増すと思われる。

(財)群馬県森林・緑整備基金

(改善策)

(1) 基金事業について

緑化協力金の激減がとまらず、このままで推移するとあと数年後には皆無になることが予想される。各ゴルフ場の経営も危機に陥っている状況は理解できるが、何とか工夫して減少に歯止めをかける努力が望まれる。

また、緑化協力金(平成15年度末で累計795,386千円:出資全体の57.2%)については基金として収入したものであり、森林・緑整備基金として取り崩して消費することはできないが、現在の県の林業の危機的状況を考えると、その取扱の変更についても再考する必要があると思われる。

基金事業で実施している各種事業は、限られた基本財産からの運用収益を財源として行うもので、常に事業の見直しと林業の現場での必要性を評価して効率の良い事業選択を行うべきである。

その際、県の行政機関ではない基金の役割として、民間の現場の意見を十分反映した事業策定が望まれる。現在「事業等検討委員会」を組織し、検討が始まっているが、その成果に期待する。

(2) 林業労働力確保支援センター事業について

各種事業の実施に当り、公正かつ効率的な事務処理執行が求められる。

例えば、指摘事項に記載した林業就業促進資金貸付事業における貸付金の一時償還請求事務の改善等事務執行の正確性、公正性が求められる。

また、国、県の財政も厳しい状況が継続することから、効率的な業務運営により限られた予算の中で支援センターの設置目的を十分達成できるよう、常に業務の見直しを行うことが望まれる。